

## 令和2年度決算に係る財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

### 1 指摘事項

指摘内容	講じた措置												
<p><b>地方独立行政法人鳥取県産業技術センター</b>（所管課：商工労働部産業未来創造課） 使用料減免申請書を受理しないまま使用料を減免しているものがあった。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・概要：使用料の減免については、利用申込書にあわせて使用料減免申請書を提出し、その承認を受けなければならないことになっているが、「<b>小規模事業者登録を受けている事業者</b>」や「<b>新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている事業者</b>」であることを把握している利用者については、<b>使用料減免申請書を受理しないまま使用料を減免しているものがあった。</b></p> <p>なお、使用料減免申請書については、令和3年4月1日規則改正し、利用申込書の様式の中に「使用料減免届」の記載欄を設け、様式を廃止している。</p> <p>・不適正の原因：団体の担当者及び上司の規則の認識不足</p> <p>・指摘の考え方：使用料減免手続が著しく不適正であるもの</p> </div>	<p>職員が使用料減免申請書の提出の有無について確認を行っておらず、小規模事業者の登録がされていること、又は「新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている事業者」であることを理由に減免手続を行ったものである。</p> <p>再発防止に向け、県は法人に対して、適切な再発防止策を講じること及び指摘事項の職員への周知徹底を図ることを助言・指導した。</p> <p>なお、当該助言等を受け、法人においては以下の対策が講じられた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年12月22日付けで全職員に対して法令遵守の徹底と公金による業務運営の意識付け、公平・公正な適正手続の再徹底について通知及び説明を行った。</li> <li>2 機器利用の必要書類が完備されているか等、手続全般について総務部門が審査することとし、内部の審査体制の強化を図った。</li> <li>3 令和3年4月から再発防止や利用者の手続の簡素化の観点から、利用申込書と使用料減免申請書を1枚にまとめる措置を講じた。</li> </ol>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 25%;">利用申請</th> <th style="width: 25%;">うち減免</th> <th style="width: 25%;">うち減免申請書未受理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td style="text-align: center;">4,128件</td> <td style="text-align: center;">974件</td> <td style="text-align: center;">66件</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td style="text-align: center;">22,255,700円</td> <td style="text-align: center;">2,082,700円</td> <td style="text-align: center;">240,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	利用申請	うち減免	うち減免申請書未受理	件数	4,128件	974件	66件	金額	22,255,700円	2,082,700円	240,000円
区分	利用申請	うち減免	うち減免申請書未受理										
件数	4,128件	974件	66件										
金額	22,255,700円	2,082,700円	240,000円										

### 2 監査意見

意見内容	講じた措置
<p><b>1 財務会計規程の遵守体制について</b>                      総務部（所管課：人事企画課）                      生活環境部（所管課：くらしの安心局住まいまちづくり課）                      商工労働部（所管課：産業未来創造課）                      農林水産部（所管課：農業振興監経営支援課、森林・林業振興局林政企画課）</p> <p>・監査対象：鳥取県住宅供給公社（出資、補助金等）                      地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（出資、補助金等）                      公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（出資、補助金等）                      公益財団法人鳥取県造林公社（出資、補助金等）</p> <p>出資団体の中には、契約の手続や会計その他</p>	<p>今回の監査対象となった団体に対して、会計規則等の改正情報や会計規則等に習熟する機会について、県からの積極的な情報提供や、特に習熟機会の提供はコロナ禍も影響して不十分な面があった。</p> <p>所管の団体において財務会計事務が適正に行われるよう、県主催の研修会への参加促進や鳥取県会計規則等の改正に係る情報提供を行うことについて、改めて各県出資団体の所管課に対して通知した。</p> <p>なお、この度の監査対象出資団体の所管課においては、直近の県会計規則等の改正状況や県研修資料等を所管出資団体に提供し、自身の規程等の再点検など適正な事務手続に向けた注意喚起を行った。</p> <p>また、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの財務事務の適正確保に向けては、出資団体の</p>

令和2年度決算に係る財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

意見内容	講じた措置
<p>財務に関する事務手続について、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）や鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）等（以下「会計規則等」という。）を準用して行っているところがあるが、その会計規則等に準じている契約事務等について、不適正な事例が見受けられた。</p> <p>その要因として、会計規則等に係る事務処理要領等の改正情報の提供が的確に行われていないことや理解不足などが考えられ、出資団体への適時の情報提供や出資団体職員の会計規則等に対する習熟も求められるところである。</p> <p>このため、平成20年度決算に係る財政的援助団体等監査においても、「会計規則等を準用している出資団体について、会計規則等の習熟を深める機会を確保するとともに、会計規則等の改正等の情報をこれらの団体にも提供するなど、所管課と団体が連携を密にして情報の交換を行い、団体の業務の実態に合わせた財務会計事務が適正に行われるように配慮されたい。」とした監査意見を申し述べたところであるが、近年、こうした対応が不十分であることから、不適切な事務が散見されるところである。</p> <p><b>ついては、改めて所管する出資団体との連携を密にし、習熟を深める機会の確保や必要な執務情報の提供を適宜行い、財務会計事務が適正に行われるよう配慮されたい。</b></p> <p><b>なお、令和2年度決算に係る財政的援助団体等監査の対象としなかった出資団体においても財務会計事務が適正に行われるよう、各所管課で改めて点検するとともに、同様の配慮を継続されたい。</b></p> <p>また、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）でも会計規則等に準じて財務会計事務を執行しているところであるが、センターの会計規程には会計規則等に準じるとする旨の明文の規定がなく、職員の認識が十分でないことに起因する不適正な事務処理も散見されるところである。</p> <p><b>ついては、センターの会計規程に定めのない事項については、県会計規則等を準用することを明文化すること等により、財務事務の適正な実施を図られるよう検討されたい。</b></p>	<p>会計規程に県会計規則を準用することを明示することについて、センター独自の取扱いとする事項及び鳥取県会計規則の取扱いに準じる事項の範囲等を整理して検討するよう要請した。</p>
<p><b>2 公益財団法人鳥取県造林公社における経営改革プランの進捗管理と見直しについて</b></p>	<p>県が公益財団法人鳥取県造林公社（以下「公社」</p>

## 令和2年度決算に係る財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

意見内容	講じた措置
<p>農林水産部（所管課：森林・林業振興局林政企画課）</p> <p>・監査対象：公益財団法人鳥取県造林公社（出資、補助金等）</p> <p>公益財団法人鳥取県造林公社（以下「公社」という。）は、森林資源の造成並びに水資源のかん養を図り、もって農山村の振興と県民の福祉の向上に寄与することを目的に事業に取り組んできた。しかし、昭和50年代後半からの木材価格の大幅な下落による影響を受けたため、経営見直し等により改善を図ってきた。</p> <p>また、平成24年には外部委員からなる「財団法人鳥取県造林公社経営検討委員会」からの「経営改善を進めながら公社として存続させる」との提言を受け、平成25年2月に令和66年度を最終事業年度とする「鳥取県造林公社経営改革プラン」（以下「プラン」という。）を策定した。</p> <p>プランでは、10年1期とする事業期間を設定し、現在は、「鳥取県造林公社第1期経営改善計画」（H25～R4）の実施に努め、第2期（R5～R14）には、単年度での黒字化を目標としている。</p> <p>しかしながら、平成25年度から29年度までは面積、材積、販売収入のいずれも計画を上回る実績があったものの、平成30年度以降については、自然災害や利用間伐地の立地条件、労働力不足等と、加えて令和2年度には新型コロナウイルス感染症の影響からの木材需要の減少、出荷先の受入れ制限などで計画の下振れが生じている。更には、間伐等に係る労働力の不足は今後も見込まれ、計画どおりの進捗が図られるか懸念するところもある。</p> <p><b>については、これからのプランの見直しや、第2期経営改善計画の策定に当たっては、第1期計画の分析や検証を十分に行うとともに、航空レーザ計測等を活用した資産の的確な把握にも努められ、実態に即したものとなるよう検討されたい。</b></p> <p>また、これらの内容について、広く県民理解が得られるよう分かりやすく丁寧な広報に努められたい。</p>	<p>という。）と共に、平成25年2月に令和66年度を最終事業年度とする「鳥取県造林公社経営改革プラン」（以下「プラン」という。）を策定した。また、10年1期とする事業期間を設定するとともに、「鳥取県造林公社第1期経営改善計画」（H25～R4）を策定・実施しており、令和4年度中に新たに第2期経営改善計画（R5～R14）（以下「第2期計画」という。）の策定及びプランの見直しを行う必要がある。</p> <p>これを受けて、現在、より広範囲で高密度の三次元数値データが取得可能な航空レーザ計測を活用した分収造林地の樹種・材積等の分析、間伐・主伐の時期・実施量（区域）及び新たな収益確保のための取組の検討、それらに基づく経営シミュレーションなど、第2期計画の策定に向けた基礎データの収集・分析を行っているところである。</p> <p>併せて、外部有識者等により構成される「公益財団法人鳥取県造林公社経営改革プラン評価委員会」における議論や県議会農林水産商工常任委員会での意見を踏まえて、第2期計画の策定及びプランの見直しを行っている。</p> <p>今回の見直しに当たり、再造林放棄等が社会的な課題になっている状況を踏まえ、SDGsの理念に基づく持続可能な森林経営や地球温暖化対策等の観点から、公社が皆伐箇所の再造林に取り組むものとし、国の補助金等も活用しながら造林未済地対策や花粉症対策等への対応に貢献しつつ、公社の増収に繋げていくことをプランの大きな柱として位置付けることとしている。</p> <p>また、公社の新たな収益確保に向けては、市町村が行う森林経営管理制度（森林所有者と森林経営者とを市町村が仲介する制度で、森林環境譲与税を活用）について、人材不足により実施が困難な業務の一部を公社が受託できる体制にすることを検討中である。</p> <p>更に、市町村への技術的な支援を行う「新たな森林管理システム推進センター」の機能をノウハウの蓄積がある公社に持たせることで、県、市町村及び公社が連携・協力して森林経営管理制度の推進による森林の健全化を加速させ、同時に市町村からの業務受託の拡大による公社収益の改善、経営の健全化を図っていくことを検討している。</p> <p>なお、プランの完成版については、県（とりネット）及び公社のHPへ掲載するなどして広報する予定であるが、これに平易な概要版も併せて掲載するなどし、広く県民の理解が得られるように努めていくこととしている。</p>